

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第61号

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則
四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則（平成15年四日市市規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成対象となる医療費の範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、助成対象となる男性不妊治療費の範囲は、日本国内の医療機関で受診したものに係る医療費のうち、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法（TESE）又は精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、その他精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等に係る費用及び助成の申請に係る証明書料とする。ただし、<u>差額ベッド代（個室使用料）及び食事代</u>に係る費用は、助成の対象としない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(助成対象となる医療費の範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、助成対象となる男性不妊治療費の範囲は、<u>特定不妊治療費助成事業指定医療機関又は特定不妊治療費助成事業指定医療機関からの紹介等により男性不妊治療を実施した</u>日本国内の医療機関で受診したものに係る医療費のうち、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法（TESE）又は精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、その他精子を精巣又は精巣上体から採取するための<u>保険診療外の手術等</u>に係る費用及び助成の申請に係る証明書料とする。ただし、<u>入院代、食事代及び凍結保存</u>に係る費用は、助成の対象としない。</p> <p>3 (略)</p>

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の規定は、令和4年4月1日以後に開始した不妊治療に対する医療費の助成から適用し、同日前に開始した不妊治療に対する医療費の助成については、なお従前の例による。